

【協議】公共交通実証実験（デマンド交通）について

1. 目的

地域公共交通計画の策定に向けて、デマンド型交通が犬山市において以下の点に資するか研究するため、実証実験を行う。

- ・効率的な新たな公共交通体系（地理的な要因）
 - わん丸君バスに替わる新たな移動手段となりうるか
- ・交通弱者（主に高齢者）の利便性向上（人的な要因）
 - メリット・デメリット（わん丸君バスとの比較）を踏まえて、犬山市民に受け入れられるか

メリット

- ・バス停までの移動がなくなる
- ・乗車時間の短縮

デメリット

- ・登録・予約の手間
- ・費用負担（運賃）の増加 など

※実証実験における運行については、道路運送法第 21 条の許可を受けて運行します。

道路運送法

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

2. 実施主体等の整理

実施主体：犬山市

運営委託先：犬山市地域公共交通会議

運行主体：運行事業者

3. 運行事業者の選定

①選定方式

指名競争入札

②委託業者の選定基準

尾張北部交通圏において、一般乗用旅客自動車運送業の事業認可を受けて営業している業者

④契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

⑤仕様書（案）

別紙「資料 5-2」のとおり

⑥入札の実施予定日

公共交通会議にて選定方式等の承認後、入札手続きを進める
指名通知発送日の2週間後の日付を開札日とする

⑦入札事務の実施

事務局にて実施

3. 実証実験の概要（案）

(1) 期間	令和5年1月16日(月)～3月10日(金) ※期間中の月曜日～金曜日の40日間（祝日を含む）運行する
(2) 運行時間	午前8時30分～午後3時00分 ※運行時間内に乗車した利用者が降車するまで運行する
(3) 予約時間	午前8時00分～午後2時00分 ※運行時間の1時間前までに予約 ※利用日の2週間前から予約可能
(4) 車両	2台以上（同時に10人以上が乗車できる体制）
(5) 対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・今井地区 201世帯 ※世帯数は広報部数より （町内会：四ツ家、中屋敷、祢宜洞、虎熊、石蔵、観音堂、岩穴） ・前原台団地 699世帯（町内会：前原台1～6） ・池野地区の一部 117世帯（町内会：入鹿、神尾） <p><対象エリアの選定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ①鉄道駅・民間バス停が付近にない交通不便地域 ②高齢化率が高い地区（おおむね30%以上） ③観光客のデマンド交通利用が見込まれず、住民限定にできる ④わん丸君バスの始発・終点の地区であり、目的地となる施設がない
(6) 乗降場所	<p>各町内で選定した場所（3箇所まで）</p> <p style="text-align: center;">↑↓</p> <p>特定の施設（名鉄犬山駅・総合犬山中央病院・市民健康館） ※特定の施設から特定の施設への移動はしない。 ※乗降場所と特定の施設を線で結びそれ以外での乗降はできない。</p>
(7) 登録対象者	<p>今井地区、池野地区の一部（入鹿・神尾）、前原台団地の小学生以上の住民 ※未成年者は保護者の同意が必要 ※登録した住民と登録していないその家族等が同乗することは可能だが、料金は1人1乗車とする。</p>
(8) 運賃	<p>1人1乗車400円 ※障害者手帳等所持者と付添1人までは半額 ※小学生は半額、未就学児は無料</p>
(9) 利用方法	<p>①事前の会員登録（3日前までに申請） ②利用時間の1時間前までに電話かWebで申込み （申込み内容：名前、会員番号、利用時間、乗降場所、利用人数） ※予約時間によっては相乗りとなる。 ※申込者が予約した時間に乗降場所にいない場合、10分経過した場合はキャンセル扱いとする。</p>
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験期間中のわん丸君バス利用者への影響がないようにするため、わん丸君バスの運行は通常どおりとする。 ・運行車両、運転手、オペレーター・システム等を運行事業者が用意する。

